

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

ページ

規則

号外(一) 平成二十八年六月一日

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則(昭和二十六年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「次の各号に掲げる建築物」を「事務所その他これに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、かつ、階数が五以上であるもの」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「掲げる年」を「定める年」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 法別表第一(一)欄(一)項に掲げる用途に供する建築物 平成三十年
- 二 法別表第一(一)欄(二)項に掲げる用途(ホテル又は旅館を除く。)に供する建築物 平成二十八年
- 三 法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途(ホテル又は旅館に限る。)に供する建築物 平成二十九年
- 四 法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物 平成二十九年
- 五 法別表第一(一)欄(四)項に掲げる用途(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗に限る。)に供する建築物 平成二十八年
- 六 法別表第一(一)欄(四)項に掲げる用途(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗を除く。)に供する建築物 平成三十年

七 前項に規定する建築物 平成二十九年
 第十条の二中第四項を第五項とし、同条第三項中、「別記第七号様式(第一項第八号に掲げる建築物に限る。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項各号に掲げる用途の二以上に該当するときは、主たる用途を当該建築物の用途とみなして、同項の規定を適用する。

第十条の三第一項中「次に掲げる建築設備及び工作物(以下「建築設備等」という。)」を「防火設備のうち、前条第一項に規定する建築物に設けるもの(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項に規定する検査済証の交付を受けた月」を「次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月」に改め、同項に次の各号を加える。

一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 当該昇降機の設置者が法第七条第五項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた月

二 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備 当該防火設備の設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた月

第十条の三第三項中「同条第二項第八号」を「同条第二項第八号及び第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 省令第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、毎年法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築(一部の改築を除く。))に係るものに限る。(の交付を受けた月に相当する月の前一月とする。)

別記第七号様式を次のように改める。
 別記第七号様式 削除

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正後の岐阜県建築基準法施行細則(以下「新規則」

という。) 第十条の二第二項第二号及び第五号に掲げる建築物であつて、建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)による改正後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条第一項の規定により新たに報告の対象となつたものに係る建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第五条第一項の規定により知事が定める時期は、平成二十九年五月三十一日までの間は、新規則第十条の二第二項の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。) から平成二十九年五月三十一日までの間とする。

3 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。) 第二百二十九条の三第一項第三号に規定する小荷物専用昇降機に係る建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号。以下「改正省令」という。) 附則第二條第四項の規定により読み替えて適用する改正省令第一条による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「新省令」という。) 第六条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 施行日から平成二十九年十二月三十一日まで 施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間

二 平成三十年一月一日から平成三十一年五月三十一日まで 新規則第十条の三第二項第一号に定める月に相当する月の前一月

4 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火設備に係る改正省令附則第二條第四項の規定により読み替えて適用する新省令第六条第一項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 施行日から平成三十年十二月三十一日まで 施行日から平成三十年十二月三十一日までの間

二 平成三十一年一月一日から平成三十一年五月三十一日まで 新規則第十条の三第二項第二号に定める月に相当する月の前一月